第百二十三条の次に次の一条を加える。

（陳述の聴取の例外）

第百二十三条の二　成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。

別表第一の十二の項の次に次のように加える。

十二の二	成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	民法第八百六十条の二第一項、第三項及び第四項

別表第一の十六の項の次に次のように加える。

十六の二	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	民法第八百七十三条の二ただし書

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

法務大臣　岩城　光英
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第六項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十三日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省　令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、企業合理化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十三日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

企業合理化促進法施行規則の一部を改正する省令

企業合理化促進法施行規則（昭和二十七年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省　令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三国土交通大臣の項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十三日　国土交通大臣　石井　啓一